

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(実施計画書の提出)</p> <p>第9条 条例第12条第2項の規定による実施計画書の提出は、<u>実施計画書提出書</u>（様式第2号）に添付して行わなければならない。</p> <p>(方法書説明会に係る責めに帰することができない理由)</p> <p>第17条の7 条例第17条の2第5項の<u>規則</u>で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(方法書等についての意見書の記載事項)</p> <p>第18条 第5条の5の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書等」とあるのは、「方法書等」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係地域の決定)</p> <p>第26条 市長は、条例第24条の規定により<u>同条</u>の関係地域を決定するときは、次に掲げる事項について考慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(準備書等の公告)</p> <p>第27条 第16条の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第3号中「環境影響評</p>	<p>(実施計画書の提出)</p> <p>第9条 条例第12条第2項の規定による実施計画書の提出は、<u>環境影響評価実施計画書提出書</u>（様式第2号）に添付して行わなければならない。</p> <p>(方法書説明会に係る責めに帰することができない理由)</p> <p>第17条の7 条例第17条の2第5項に<u>規定する規則</u>で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(方法書等についての意見書の記載事項)</p> <p>第18条 第5条の5の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書の<u>提出</u>について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書等」とあるのは、「方法書等」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係地域の決定)</p> <p>第26条 市長は、条例第24条の規定により関係地域を決定するときは、次に掲げる事項について考慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(準備書等の公告)</p> <p>第27条 第16条の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第3号中「環境影響評</p>

価を実施する地域」とあるのは「条例第24条の関係地域」と、同条第4号及び第5号中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、同条第6号中「条例第18条第1項」とあるのは「条例第28条第1項」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない理由)

第33条 第17条の7の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第17条の7第2号中「第1種事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書等についての意見書の記載事項)

第35条 第5条の5の規定は、条例第28条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(評価書等の公告)

第53条 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、条例第34条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24条の関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(工事の着手の届出書の写しの縦覧)

第56条 条例第38条第2項(条例第38条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧は、同条第1項の規定による届出

価を実施する地域」とあるのは「条例第24条に規定する関係地域」と、同条第4号及び第5号中「方法書等」とあるのは「準備書等」と、同条第6号中「条例第18条第1項」とあるのは「条例第28条第1項」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない理由)

第33条 第17条の7の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項に規定する規則で定める理由について準用する。この場合において、第17条の7第2号中「第1種事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書等についての意見書の記載事項)

第35条 第5条の5の規定は、条例第28条第1項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

(評価書等の公告)

第53条 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、条例第34条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24条に規定する関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(工事の着手の届出書の写しの縦覧)

第56条 条例第38条第2項(条例第38条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧は、条例第38条第1項の規定

があった日から起算して3年間行うものとする。

(事後調査計画書の公告)

第57条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、
条例第39条第2項の規定による公告について準用する。この場合
において、第16条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるの
は「条例第24条の関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とある
のは「事後調査計画書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公告)

第58条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、
条例第41条第4項の規定による公告について準用する。この場合
において、第16条第1号中「事業者」とあるのは「事業者等」と、同
条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24
条の関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「事後調査
報告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第60条 第5条の5の規定は、条例第43条第1項の規定による意見
書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮
計画書等」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

附 則

(別表第1の1の項の表の特例)

による届出があった日から起算して3年間行うものとする。

(事後調査計画書の公告)

第57条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、
条例第39条第2項の規定による公告について準用する。この場合
において、第16条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるの
は「条例第24条に規定する関係地域」と、同条第4号中「方法書等」
とあるのは「事後調査計画書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公告)

第58条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、
条例第41条第4項の規定による公告について準用する。この場合
において、第16条第1号中「事業者」とあるのは「事業者等」と、同
条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24
条に規定する関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「事
後調査報告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第60条 第5条の5の規定は、条例第43条第1項の規定による意見
書の提出について準用する。この場合において、第5条の5第3号中
「配慮計画書等」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるもの
とする。

附 則

(別表第1の1の項の表の特例)

2 別表第1の1の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。

備考

1 (略)

2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3・4 (略)

5 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

6～8 (略)

9 この表の第7号アによる燃料の量の重油への換算については、備考4の規定を準用して行うものとする。ただし、備考8において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

(別表第1の2の項の表の特例)

3 別表第1の2の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2 別表第1の1の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。

備考

1 (略)

2 この表の第4号の出力には、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3・4 (略)

5 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

6～8 (略)

9 この表の第7号アによる燃料の量の重油の量への換算については、備考4の規定を準用して行うものとする。ただし、備考8において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

(別表第1の2の項の表の特例)

3 別表第1の2の項の表の備考の適用については、当分の間、同項の表の備考の規定にかかわらず、次のとおりとする。

備考

1 この表において、「A地域」とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」は同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」は市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第1（第2条、第3条関係）

1 第1種分類事業

(略)		
(5) 条例	(略)	
別表第5号に掲げる事業	エ 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項の産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業	(略)
	(略)	

備考

1 この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第1（第2条、第3条関係）

1 第1種分類事業

(略)		
(5) 条例	(略)	
別表第5号に掲げる事業	エ 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は <u>廃棄物処理法</u> 第15条第1項の産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業	(略)
	(略)	

(略)		
(7) 条例 別表第 7号に 掲げる 事業	ア 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)第2条第2 項に規定するばい煙 発生施設又は大阪府 生活環境の保全等に 関する条例(平成6 年大阪府条例第6 号)第17条第5項 に規定する届出施設 (以下「ばい煙発生 施設等」という。)を 設置する工場又は事 業場(終末処理場を 除く。)の設置及び増 設の事業	(略)
	(略)	
(略)		

備考

- この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D

(略)		
(7) 条例 別表第 7号に 掲げる 事業	ア 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)第2条第2 項に規定するばい煙 発生施設又は大阪府 生活環境の保全等に 関する条例(平成6 年大阪府条例第6 号)第17条第3項 に規定する届出施設 (以下「ばい煙発生 施設等」という。)を 設置する工場又は事 業場(終末処理場を 除く。)の設置及び増 設の事業	(略)
	(略)	
(略)		

備考

- この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

地域」を除く地域をいう。

2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3 （略）

4 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

5 （略）

6 この表の第7号において、増設の事業における「燃料及び原料の量を重油に換算した量」及び「平均排出水量」とは、当該増設される施設に係る燃料及び原料の重油に換算した量及び平均排出水量をいう。

7 この表の第7号アにおける原料の量の重油の量への換算は、次の表の左欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる量に換算して行うものとする。

原料の種類	原料の量	重油の量
大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第3	1キログラム	0.23リットル

2 この表の第4号の出力には、大阪府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3 （略）

4 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府気候変動対策の推進に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

5 （略）

6 この表の第7号において、増設の事業における「燃料及び原料の量を重油に換算した量」及び「平均排出水量」とは、当該増設される施設に係る燃料及び原料の重油に換算した量並びに平均排出水量をいう。

7 この表の第7号アにおける原料の量の重油の量への換算は、次の表の左欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる量に換算して行うものとする。

原料の種類	原料の量	重油の量
令別表の3の項に掲げる焼却炉において用い	1キログラム	0.23リットル

29号) 別表第1 (以下「令別表」という。) の3の項に掲げる焼却炉において用いられる原料		
(略)		

8 この表の第7号アによる燃料の量の重油への換算については、備考3の規定を準用して行うものとする。ただし、備考7において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

2 第2種分類事業

(略)		
(5) 条例別表第9号に掲げる事業	<u>建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の新築の事業</u>	(略)
(略)		

られる原料		
(略)		

8 この表の第7号アによる燃料の量の重油の量への換算については、備考3の規定を準用して行うものとする。ただし、備考7において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

2 第2種分類事業

(略)		
(5) 条例別表第9号に掲げる事業	<u>建築物の新築の事業</u>	(略)
(略)		

(9) 条例	ア <u>近畿圏の近郊整備</u>	(略)
別表第13号	<u>区域及び都市開発区域の整備開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業</u>	
	(略)	
(略)		
(15) 条	(略)	
例別表第19号に掲げる事業	イ <u>発生土の処分の事業又は発生土による土地の造成の事業に係る規模の変更の事業</u>	(略)
(略)		

備考

- この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市

(9) 条例	ア <u>近畿圏の近郊整備</u>	(略)
別表第13号	<u>区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業である事業</u>	
	(略)	
(略)		
(15) 条	(略)	
例別表第19号に掲げる事業	イ <u>発生土の処分の事業又は発生土による土地の造成の事業に係る規模の変更の事業</u>	(略)
(略)		

備考

- この表において、「A地域」とは都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域及び工業専用地域を、「B地域」とは都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域のうち「A地域」を除く地域を、「D地域」とは同条第3項に規定する市街化調整区域のうち市長が告示した地域を、「C地

長が告示した地域を、「C地域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第2 (第25条関係)

(略)	
(5) 条例別表第5号に掲げる事業	ア 廃棄物処理法第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、 <u>同法</u> 第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出又は <u>同法</u> 第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請 イ (略)
(6) 条例別表第6号に掲げる事業	下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出、 <u>同法</u> 第25条の11第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出
(略)	
(8) 条例別表第8号に掲げる事業	ア・イ (略) ウ <u>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)</u> 第5条第1項又は第8条第1項の許可の申請 エ～カ (略)
(9)～(19) (略)	
(20) 条例別表	ア・イ (略)

域」とは市街化調整区域のうち「D地域」を除く地域をいう。

2 (略)

別表第2 (第25条関係)

(略)	
(5) 条例別表第5号に掲げる事業	ア 廃棄物処理法第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、 <u>廃棄物処理法</u> 第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出又は <u>廃棄物処理法</u> 第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請 イ (略)
(6) 条例別表第6号に掲げる事業	下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出、 <u>同法</u> 第25条の23第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出
(略)	
(8) 条例別表第8号に掲げる事業	ア・イ (略) ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項又は第8条第1項の許可の申請 エ～カ (略)
(9)～(19) (略)	
(20) 条例別表	ア・イ (略)

第20号に掲げる事業	ウ 駐車場法第12条の規定による届出 エ 自動車ターミナル法第3条又は第11条第1項の許可の申請 オ～キ (略)
(21) 条例別表第21号に掲げる事業	ア～エ (略) オ 下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第25条の11第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出 カ～ケ (略)
(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア～カ (略) キ 農地法第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の許可の申請 ク (略)

別表第3 (第62条関係)

第20号に掲げる事業	ウ 駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による届出 エ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第3条又は第11条第1項の許可の申請 オ～キ (略)
(21) 条例別表第21号に掲げる事業	ア～エ (略) オ 下水道法第4条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第25条の23第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出 カ～ケ (略)
(22) 条例別表第22号に掲げる事業	ア～カ (略) キ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可の申請 ク (略)

別表第3 (第62条関係)

(略)		
(26) 別表第1の2の項の表第12号及び第13号掲げる事業	(略)	
(略)		
(29) 別表第1の2の項の表第16号に掲げる事業	同時に <u>駐車</u> すること。ができる自動車の台数	同時に <u>駐車すること。</u> ができる自動車の台数が10パーセント以上増加しないこと。
	(略)	(略)
(30)～(32) (略)		

備考

1・2 (略)

3 この表の第7号において、「廃棄物の種類」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条第3号の汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第5号の廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設、同条第8号の廃プラスチック（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除

(略)		
(26) 別表第1の2の項の表第12号及び第13号に掲げる事業	(略)	
(略)		
(29) 別表第1の2の項の表第16号に掲げる事業	同時に <u>駐車</u> することができる自動車の台数	同時に <u>駐車することが</u> できる自動車の台数が10パーセント以上増加しないこと。
	(略)	(略)
(30)～(32) (略)		

備考

1・2 (略)

3 この表の第7号において、「廃棄物の種類」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条第3号の掲げる汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第5号の掲げる廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設、同条第8号の掲げる廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処

く。)の焼却施設、同条第12号の廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設若しくは同条第13号の2の産業廃棄物（同条第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）の焼却施設の別をいう。

4 この表の第8号及び第20号において、「最終処分場の別」とは、廃掃法施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場、同令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。

5 (略)

理物であるものを除く。)の焼却施設、同条第12号に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設若しくは同条第13号の2に掲げる産業廃棄物の焼却施設（同条第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）の別をいう。

4 この表の第8号及び第20号において、「最終処分場の別」とは、廃掃法施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場、廃掃法施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。

5 (略)